

# 介護老人保健施設アーバンケアセンター運営規程

## 第1章 事業の目的及び運営の方針

(趣旨)

第1条 この運営規程は、医療法人社団「翠明会」の開設する介護老人保健施設アーバンケアセンター（以下「施設等」という。）において実施する介護保健施設サービス、指定通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態あるいは要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となり介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険法令の趣旨に従って、下記のサービスを提供し、もって保健医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(1) 介護保健施設サービス

要介護状態と認定された利用者（以下「要介護者」という。）に対して、介護保険法令の趣旨に従って、要介護者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、要介護者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(2) 指定通所リハビリテーション

要介護者に対して、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、要介護者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(3) 指定短期入所療養介護

要介護者に対して、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、要介護者の療養生活の質の向上及び要介護者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(4) 指定介護予防通所リハビリテーション

要支援状態と認定された利用者（以下「要支援者」という。）に対して、介護保険法令の趣旨に従って、介護予防リハビリテーション計画を立て実施し、要支援者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(5) 指定介護予防短期入所療養介護

要支援者に対して、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、要支援者の療養生活の質の向上及び要支援者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 各サービス事業の運営方針は、次のとおりとする。

(1) 介護保健施設サービス

1. 施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日

常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。

2. 入所者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めるものとする。
3. 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、及び他の介護保険施設、保健医療サービス又は福祉サービスの提供する者との密接な連携に努めるものとする。
4. 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように感染症対策の委員会を設置するとともに、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止に係る全職員に対する研修を定期的に実施するものとする。
5. 施設において介護事故が発生又は再発することを防止するための体制を確立するとともに、全職員に対する事故発生防止に係る研修を定期的実施するものとする。
6. 施設において褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を確立するものとする。
7. 施設において入所者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として身体拘束を行わないこととする。

#### (2) 指定通所リハビリテーション

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

#### (3) 指定短期入所療養介護

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

#### (4) 指定介護予防通所リハビリテーション

利用者が要支援状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るとともに、自立の支援を行うものとする。

#### (5) 指定介護予防短期入所療養介護

利用者が要支援状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

## 第2章 従業員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 各サービス事業の職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職 種	・介護老人保健施設 ・短期入所療養介護 ・介護予防短期入所 療養介護		・通所リハビリテーシ ョン ・介護予防通所リハビ リテーション		職 務	備 考 (兼務等の 状況)
	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤		
施設長 医 師	1 人	人	人	人	施設、職員及び 業務の管理 利用者の健康管理	
薬剤師		0.4			薬の調剤・服薬指導	
看護職員	9.7				利用者の看護	
介護職員	24.3		3		利用者の介護	
支援相談員	1				利用者家族の相談援助	
理学療法士 作業療法士	1		1		機能回復訓練の実施	
管理栄養士	1				利用者の栄養管理	
介護支援 専門員	1				ケアプランの策定	
調理員					調理業務	委 託 富士産業
事務職員	2				事務全般	
合 計	41.4		4			

員数は、常勤換算後で記入。上記以上の配置を行う。

## 第3章 利用定員

(定員)

第5条 各サービス事業の定員は、次のとおりとする。

(1) 介護保健施設サービス 100名

(指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護含む)

(2) 指定通所リハビリテーション 25名

(3) 指定介護予防通所リハビリテーション 5名

## 第4章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 施設は、サービス提供の開始に際して、利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書（利用約款）を交付して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

(サービスの内容)

第7条 各サービス事業の内容は、次のとおりとする。

### (1) 介護保健施設サービス

#### 1. 医療・看護・介護の各サービス

入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じて適切な技術をもって行うものとする。

#### 2. 入浴

1週間に2回以上、適切な方法により入所者を入浴させ、又は清拭をするものとする。

#### 3. 機能訓練

入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行うものとする。

#### 4. 食事

食事の提供は、栄養並びに入所者の身体状況、病状及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。また、自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努めるものとする。

#### 5. 相談援助（入所者及び家族への助言援助）

入所者又はその家族に対して、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

#### 6. レクリエーション、家族との交流

教養娯楽設備を整えるほか、適宜入所者のためにレクリエーションの機会を設ける。又、常に入所者の家族との連携を図り、入所者と家族の交流等の機会を確保するものとする。

### (2) 指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護

#### 1. 医療・看護・介護の各サービス

利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

#### 2. 入浴

1週間に2回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭をするものとする。

#### 3. 機能訓練

利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うものとする。

#### 4. 食事

食事の提供は、栄養並びに利用者の身体状況、病状及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。また、自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努めるものとする。

#### 5. 相談援助（利用者及び家族への助言援助）

利用者又はその家族に対して、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

## 6. レクリエーション、家族との交流

教養娯楽設備を整えるほか、適宜利用者のためにレクリエーションの機会を設ける。又、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

## 7. 送迎サービス

送迎を必要とする利用者に対して、計画に基づいて実施するものとする。

### (3) 指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション

#### 1. 医療・看護・介護の各サービス

利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

#### 2. 入浴

適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭をするものとする。

#### 3. 機能訓練

利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うものとする。

#### 4. 食事

食事の提供は、栄養並びに利用者の身体状況、病状及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。

#### 5. 相談援助（利用者及び家族への助言援助）

利用者又はその家族に対して、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

#### 6. 送迎サービス

送迎を必要とする利用者に対して、計画に基づいて実施するものとする。

#### 7. 指定介護予防通所リハビリテーションにおいては、運動器の機能向上、栄養改善又は口腔機能の向上について、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

（利用料その他の費用）

第8条 各サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割《65歳以上の方（第1号被保険者）のうち、一定以上の所得がある方は2割又は3割》とする。

2. 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3. 前2項のほか、利用者が負担することが適当と認められる費用は別表1のとおりとする。

4. サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対してサービスの内容・費用について事前に文書で説明した上で、支払の同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受け取るものとする。

（食事の提供）

第9条 食事の時間はおおむね以下のとおりとする。

1. 朝食 7時30分より
2. 昼食 12時00分より
3. 夕食 17時30分より

## 第5章 営業日及び営業時間

(指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間)

第10条 指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

但し、土曜日・日曜日・祝日及び12月30日から1月3日は除く。

(2) 営業時間 午前 9：30～午後4：00までとする。(送迎時間除く)

但し、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。

## 第6章 送迎及び事業の実施地域

(通常の送迎の実施地域等)

第11条 指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護における通常の送迎の実施地域は千葉市・四街道市の区域とする。

2. 指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションにおける通常の事業の実施地域は千葉市・四街道市の区域とする。

## 第7章 サービス利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第12条 利用者は、施設の日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

(外出・外泊)

第13条 利用者は、外出又は外泊を希望する場合は、所定の手続きにより施設に届け出るものとする。

(衛生保持)

第14条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生保持のため、施設に協力するものとする。

(禁止行為)

第15条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

1. 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
2. 喧嘩、口論、泥酔等で他の利用者に迷惑をかけること。
3. 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
4. 指定した場所以外での火気使用及び喫煙。
5. 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第16条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成するとともに、近隣老人福祉施設・病院との協力体制を整える。

2. 通報、消火、避難の各訓練については、年2回以上実施し、内1回以上は夜間又は夜間を想定した訓練を行うものとする。

3. 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(安全管理体制等の確保・事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 施設は、サービスを提供するに当たって十分な安全管理体制を確立し、

事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止の指針を整備する。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
  - (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
  3. サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。但し、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

## 第8章 その他施設の運営に関する重要事項

(従業者の質の確保)

第18条 従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保する。

2. 適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(苦情・ハラスメント処理)

第19条 施設は、別表2に定める苦情処理に関する相談窓口、処理体制、手順等により、利用者又はご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速にかつ適切に対応するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第20条 虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  2. 虐待の防止のための指針を整備する。
  3. 虐待の防止のための研修を定期的開催する
  4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2) サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(業務継続計画の策定等)

第21条 感染症や自然災害の発生時において、利用者が継続して介護老人保健施設を利用する事が出来るための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、研修及び訓練に定期的開催する。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理及び感染症対策)

第22条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成する。

2. 感染症の発生、まん延を防ぐために必要な措置を講ずる。
3. 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
4. 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行う。
5. 前4号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に係る手順」に沿った対応を行う。

(協力病院等)

第23条 協力病院は、次のとおりとする。

【協力医療機関】

- ・名称 医療法人 社団 翠明会 山王病院
- ・住所 千葉県稲毛区山王町166-2
- ・診療科目 内科 外科 整形外科 リハビリテーション科 産婦人科 眼科 泌尿器科  
耳鼻咽喉科 皮膚科 小児科 消化器科 循環器科 呼吸器科 神経内科  
心療内科 精神科 アレルギー科 リウマチ科 放射線科 歯科

【協力歯科医療機関】

- ・名称 医療法人 社団 翠明会 山王病院 歯科診療室
- ・住所 千葉県稲毛区山王町166-2

(会計の区分)

第24条 各サービス事業の会計区分を、その事業ごとの会計区分とする。

(その他)

第25条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団「翠明会」と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成12年 4月 1日より施行する。
- この規程は、平成13年 1月 1日より施行する。
- この規程は、平成15年 4月 1日より施行する。
- この規程は、平成16年 7月 1日より施行する。
- この規程は、平成17年10月 1日より施行する。
- この規程は、平成18年 4月 1日より施行する。
- この規程は、平成18年 7月 1日より施行する。
- この規程は、平成19年 9月 1日より施行する。
- この規程は、平成22年 6月 1日より施行する。
- この規程は、平成26年 2月 1日より施行する。
- この規程は、平成26年 5月 1日より施行する。
- この規程は、平成28年 4月 1日より施行する。
- この規程は、平成30年 8月 1日より施行する。
- この規程は、令和 1年10月 1日より施行する。
- この規程は、令和 2年 5月 1日より施行する。
- この規程は、令和 3年 8月 1日より施行する。
- この規程は、令和 3年10月 1日より施行する。

この規程は、令和 5年10月 1日より施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 6年 8月 1日より施行する。

この規程は、令和 7年 6月 1日より施行する。

別表 1

## サービスの利用料及びその他の費用

	介護保健施設サービス	・短期入所療養介護 ・介護予防短期入所療養介護	・通所リハビリテーション ・介護予防通所リハビリテーション
食事代(1日あたり)	1,750円/日 〔朝 450円 昼 650円 夕 650円〕	1,750円/日 〔朝 450円 昼 650円 夕 650円〕	650円/日
居住費(個室)	1,745円/日	1,745円/日	—
居住費(多床室)	437円/日	437円/日	—
クラブ活動費 (参加者)	100円/日	100円/日	100円/日
その他	テレビ電気代 20円/日 持込機器電気代 20円/日 洗濯機使用料50円/日 乾燥機使用料50円/日	テレビ電気代 20円/日 持込機器電気代 20円/日 洗濯機使用料50円/日 乾燥機使用料50円/日	紙おむつ 130円/枚 紙パンツ 130円/枚 パット 50円/枚
特別室代	2人部屋(WC無) 550円/日(税込) (WC有) 770円/日(税込) 個室(WC無) 1,100円/日(税込) (WC有) 1,650円/日(税込)		

教養娯楽費は、活動を行うのに必要な体操・ビデオ鑑賞・手芸・書道・歌会・工作・塗り絵・貼り絵等の教材費としていただきます。

※ その他利用者の希望に応じて、サービスを提供する場合は、その同意のもとに、積算を明らかにして実費相当を負担してもらうこととする。

## 別表2

### 苦 情 処 理 体 制

#### 1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

相談・苦情受付窓口担当者

職／施設長

氏名／田内 貴之

支援相談員

氏名／雪竹 智道 伊藤 優

相談・苦情受付窓口連絡先 電話番号 043-424-0050

FAX番号 043-424-0053

- ① 相談又は苦情に対する窓口を、事務所事務室に設置する。窓口担当者として、支援相談員・介護支援専門員が担当する。
- ② なお担当者が不在でも、基本的な事項は他職員が誰でも対応できるように指導・教育をし、相談及び苦情の内容を必ず窓口担当者に引き継ぐよう徹底する。

#### 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 苦情内容の聞き取り、把握
- ② 問題が生じた部署に苦情内容を伝達
- ③ 問題が生じた部署での対処の問題点の把握
- ④ 管理者等施設の責任者に苦情内容を伝達するとともに、問題が生じた部署での対処の問題点を伝達する。
- ⑤ 施設としての意志決定（謝罪、事実の伝達「説明」、市町村・県等への報告等）
- ⑥ 施設における反省事項の整理
- ⑦ 苦情処理台帳への記載

#### 3 その他参考事項

相談・苦情に関する行政の窓口

- ・ 千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険事業課 043-245-5256
- ・ 千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険管理課 043-245-5061
- ・ 千葉市稲毛保健福祉センター  
高齢障害支援課 介護保険室 043-284-6242
- ・ 千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 043-254-7428